

就職準備講座
Part 2
先取り編

働くときに知っておきたい法律、制度

労働者は、採用されたときに会社が示した条件の元で働く契約（労働契約）を結ぶことになります。その契約により、労働者はその労働条件のもとで働く義務を負い、そのかわりに賃金が支払われます。

労働条件が不利に定められたり、差別をうけたりしないように、法律で労働者を守るための基準が定められています。

労働基準法、男女雇用機会均等法、雇用保険法、労災保険法など、労働者を保護し、権利を守る法律について知っておきましょう。

労働基準法及び最低賃金法

○労働条件の明示

使用者（企業側）は、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件を明示するよう義務づけられています。

①労働契約の期間に関する事、②就業の場所や従事すべき業務に関する事、③始業・終業時間や所定労働時間や休日等に関する事、④賃金に関する事、⑤退職に関する事は、書面により使用者が労働者に明示しなければなりません。

○賃 金

使用者は、通貨で、直接労働者に、全額を毎月1回以上、一定の期日に賃金を支払わなければなりません。

賃金の男女による差別的な取扱は禁止されています。

また、使用者が最低限支払わなければならない賃金額が、都道府県ごとや産業別に定められています。

○労働時間

使用者は、休憩時間を除き、労働者に週40時間、1日に8時間を超えて働かせてはなりません。

○休憩時間

使用者は、労働時間が6時間を超える場合45分、8時間を超える場合60分の休憩時間を労働者に与えなければなりません。

○休 日

使用者は、1週間に1回以上又は4週を通じて4日以上の日を労働者に与えなければなりません。

○年次有給休暇

使用者は6ヶ月以上雇用し、その8割以上出勤した労働者には年間10日（その後勤続1年ごとに1～10日を加算）の年次有給休暇を与えなければなりません。

○解 雇

使用者は、労働者を解雇する場合、原則として解雇の日の30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金を解雇予告手当として支払わなければなりません。